

特定間伐等促進計画

北海道富良野市

平成25年10月

(平成26年3月20日 変更)

(平成27年3月23日 変更)

(平成28年3月25日 変更)

(平成29年3月16日 変更)

(平成29年10月4日 変更)

(平成30年4月23日 変更)

(平成31年3月29日 変更)

(令和2年3月26日 変更)

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められている北海道の基本方針、及び富良野市の間伐等の実施状況を勘案し、平成25年度から令和2年度までの8カ年間で2,133ha（年平均267ha）の間伐を行うことを目標とします。また、伐採後の確実な造林の実施を推進します。

2 特定間伐等促進計画の区域

北海道の基本方針に定められている特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、また、本市の森林の現状等を考慮し特定間伐等促進計画の区域を設定します。

区域の範囲 別図のとおり

3 特定間伐等の実施計画 別紙のとおり

- (1) 間伐
- (2) 造林
- (3) その他間伐及び造林に関する事項 計画なし
- (4) 作業路網 別図のとおり
- (5) その他施設 計画なし
- (6) 事業実施箇所 別図のとおり

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本市では、5ha以下の小規模な森林所有者は822名で、森林所有者の76%を占めていることから計画的かつ効率的な森林施業を進める上で集約化を図り団地的にまとまりのある施業を推進する必要があります。

このため、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、地域の関係者が連携・協力する体制を構築するとともに、大規模所有者を核とする森林経営計画を作成し森林施業の推進に努めるとともに、小規模森林所有者については、森林整備に意欲のある事業者等への森林経営の委託を促進し、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施するなど集約化の推進に努めていきます。

また、不在村森林所有者の森林施業の集約化を図るため、森林施業プランナー等と連携し、個別面談やダイレクトメールなどを活用しながら森林機能と森林管理等の重要性を説明し、森林経営への積極的な参画を図り効率的な森林施業を推進するため提案型集約化施業の推進に努めるとともに、地域の関係者と連携して森林施業の共同化の推進に努めます。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林GIS等の電子データや事業実施主体等の施業情報を積極的に活用し、森林情報の収集及び解析、境界の確認等を推進し、効率的な森林施業の推進に努めます。

また、収集した森林情報等を活用し、森林施業プランナー等と連携して具体的な森林整備に関する施業プランを作成し、森林所有者等の意見募集に努め、合意形成等の推進に努めます。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な森林施業を実施するため、道が策定した「路網・作業システム整備方針」を基本として林地の傾斜や搬出方法、林内路網密度等に考慮した林道、林業専用道、森林作業道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進に努めます。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

路網の整備状況を踏まえ、傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等に応じた高性能林業機械等を活用し、低コストで高効率な間伐等の作業システムの導入を図るとともにそれら作業システムの普及及び定着に努めます。

また、高性能林業機械等の導入にあたり各種情報の提供に努めます。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

① 現在、国や道が試験的に実施しているコンテナ苗木の植栽状況やコンテナ苗木生産状況等の情報収集に努め、森林施業プランナー等と連携し森林所有者や事業実施主体等とコンテナ苗木の活用等について意見集約を図り、合意形成等に努めます。

② 森林施業プランナー等と連携し、森林所有者や事業実施主体等と適地適木による植栽樹種の選定や植栽本数の低減等について意見集約を図り、合意形成等に努め普及・定着を図っていきます。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

- ① 間伐材等の供給に関し、林業関係者との合意形成及び情報の共有化を進めます。また、公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律に基づき、公共施設における木材利用の拡大に努めます。
- ② 公共建築物及び公共施設は基より住宅における地域材の利活用、木質バイオマスの利用の推進等、幅広い取組を通じて間伐材等の利用を促進するため、川上から川下等の関係者集まる会議や協議会等に積極的に参加し関係者との合意形成や情報の共有化に努めます。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

市内には製材工場が2箇所、チップ工場が5箇所あり、本市の年間の素材生産量は3.5万立方メートルとなっています。

搬出された間伐材等が適切に利用できるよう林業事業者においては、これらの工場等と木材の需給調整を行い間伐材等の利用促進を図り、安定供給体制の構築に努めます。特に、農業用暗渠疎水材として使用するチップ材については安定した需給体制が図られるよう関係機関と連携を密にして取り組むこととします。

7 人材の育成・確保等

- ① 森林整備等を林業事業体に委託する場合は、道が森林整備等を行う林業事業者の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業者登録制度」により適切な森林施業を行い労働安全衛生管理に努めている登録林業事業者の活用に努めます。

同制度を活用し、林業就業に意欲を有する者を対象とした技能・技術研修等の活用による新規就業者の確保、路網の整備や高性能林業機械の操作など高度な技術や専門的知識を有する技術者、また、高い生産性・安全性を確保しながら林内作業が実施できる技能者の育成に努めている林業事業者に対して森林整備等の委託を推進し、人材の育成や確保に努めます。

- ② 年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業者における森林整備事業等の掘り起こしなどにより経営の体質強化、高度化に努めます。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う富良野地区森林組合の経営基盤の強化が重要であることから、組織体制の充実や事業活動の強化等を図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めます。